

# 相談窓口 (無料)

☎=予約など申し込み用電話番号 ☎=問い合わせ用電話番号 ☎=電話での相談ができる電話番号

相談名	日時/申込み・問合せ	場所
総合相談窓口	火～土曜日 9:00～16:00 (受付時間) ☎福社会館 ☎079 (430) 6000	福社会館
地域ふれあい介護相談	毎日、下記の各事業所で相談を伺っています あっぱるグループホーム播磨 ☎078 (944) 1799 CHIAKIほおずき播磨 ☎078 (949) 1566 小規模多機能型居宅介護みんなの家 ☎079 (437) 1002 あえの里式番館 ☎079 (436) 6001 ゆとり庵 大中 ☎079 (441) 2770	
福祉相談	7月15日(水)、29日(水) 13:30～16:00 ☎播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712 民生委員・児童委員がご相談を伺います	福祉しあわせセンター
障がい者相談員相談	知的障がい者(児)相談 毎月第2火曜日 精神障がい者(児)相談 13:00～14:30 (祝日は振替) 発達障がい者(児)相談 身体障がい者(児)相談 毎月第4土曜日 10:00～11:30 (祝日は振替) ☎総合相談窓口 ☎079 (430) 6000 同じような悩みや経験をしている人に相談したい人のために、障害のある人またはその家族が相談を伺います	福社会館
障害福祉なんでも相談室(予約が必要)	知的障害 毎週火曜日 精神障害 毎週金曜日 身体障害 毎週金曜日 ☎☎総合相談窓口 ☎079 (430) 6000 社会福祉士などの資格をもつ専門家が伺います	福社会館
母子父子家庭相談(予約が必要)	7月3日(金)、31日(金) 10:00～15:00 ☎☎福祉グループ ☎079 (435) 2362	福祉グループ
子育て相談	毎週月～土曜日(祝日を除く) 10:00～16:00 ☎☎北部子育て支援センター ☎078 (944) 0717 ☎☎南部子育て支援センター ☎079 (437) 4188	
臨床心理士による子育て相談(予約が必要)	7月9日(木) 13:00～15:00 ☎☎北部子育て支援センター ☎078 (944) 0717 7月16日(木) 13:00～15:00 ☎☎南部子育て支援センター ☎079 (437) 4188	
主任児童委員による子育て相談	7月27日(月) 13:30～16:00 ☎☎播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712	福祉しあわせセンター
子どもの悩み相談	月・火・木・金曜日 9:00～16:00 ☎☎ふれあいルーム ☎079 (437) 4141 播磨町教育委員会内の相談室です	ふれあいルーム(第2庁舎)

# 相談窓口 (無料)

☎=予約など申し込み用電話番号 ☎=問い合わせ用電話番号 ☎=電話での相談ができる電話番号

相談名	日時/申込み・問合せ	場所
法律相談(予約が必要)	7月7日(火)、21日(火) 10:00～12:00 7月13日(月)、27日(月) 18:00～20:00 ☎☎中央公民館窓口(電話での予約はできません。窓口にお越しください) ☎☎企画グループ ☎079 (435) 0356	中央公民館
心配ごと相談	毎週火曜日(祝日を除く) 13:00～16:00 ☎☎播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712	福祉しあわせセンター
行政相談	7月27日(月) 9:30～11:30 ☎☎企画グループ ☎079 (435) 0356	中央公民館
人権相談	7月9日(木) 13:00～15:00 ☎☎播磨町社会福祉協議会 ☎079 (435) 1712 播磨町人権擁護委員がご相談を伺います	福祉しあわせセンター
消費生活・多重債務相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15 ☎☎神戸市地方方法務局加古川支局 ☎0570 (003) 110 (全国共通ナビダイヤル)	神戸市地方方法務局加古川支局
司法書士による多重債務相談(予約が必要)	毎週月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00 (祝日を除く) ☎☎☎☎播磨町消費生活センター ☎079 (435) 1999	住民グループ(⑥番窓口)
納税相談	7月9日(木) 13:30～15:30 ☎☎☎☎播磨町消費生活センター ☎079 (435) 1999	中央公民館
税務相談(予約が必要)	毎月第4日曜日 9:00～12:00 ☎☎☎☎税務グループ ☎079 (435) 0358 直接、お越しください(休日のため、中央公民館側通用口をご利用ください)	税務グループ
税理士会の税務相談(予約が必要)	毎週火曜日 13:30～16:30 ☎☎☎☎近畿税理士会加古川支部 ☎079 (421) 1144	加古川税理士会館
起業・開業相談(予約が必要)	7月3日(金) 13:00～15:00 ☎☎☎☎播磨町商工会 ☎079 (435) 1630 商工業者のための税務相談	播磨町商工会館
	7月10日(金) 13:00～15:00 ☎☎☎☎播磨町商工会 ☎079 (435) 1630 開業予定者及び開業まもない人のための相談	播磨町商工会館

## 地域で手早く情報を共有する方法は？ オンラインでの情報発信

緊急事態宣言が解除されて以降も、地域での行事や会議が開催しにくい状況が続いています。以前、こんな問い合わせがありました「回覧板や掲示板以外で情報を早く知らせたり、広報をする方法はないでしょうか?」。実は地域でもスマホやオンラインを使った情報発信・共有が増えています。

**LINEを使った地域でのコミュニケーション**

新型コロナウイルス感染症による自粛期間中、自治会等の総会は書面表決で行われました。これまでは、集まって話し合うことで情報を共有していましたが、これからは、会わずにできるコミュニケーションが注目されています。

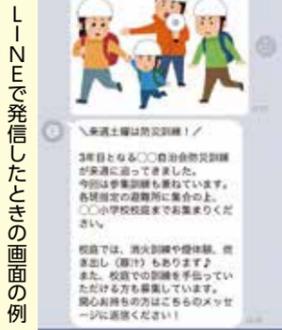
自治会活動でもスマホを活用してできることがたくさんあります。例えば、情報発信方法の一つとして、「LINE公式アカウント」の活用があります。これは個人が使うLINEとは別の、団体専用アプリで情報発信します。そのため、個人のプライバシーを保護したまま団体としての情報発信が可能です。設定によっては情報によって

緊急事態宣言が解除されて以降も、地域での行事や会議が開催しにくい状況が続いています。以前、こんな問い合わせがありました「回覧板や掲示板以外で情報を早く知らせたり、広報をする方法はないでしょうか?」。実は地域でもスマホやオンラインを使った情報発信・共有が増えています。

**LINEを使った地域でのコミュニケーション**

新型コロナウイルス感染症による自粛期間中、自治会等の総会は書面表決で行われました。これまでは、集まって話し合うことで情報を共有していましたが、これからは、会わずにできるコミュニケーションが注目されています。

自治会活動でもスマホを活用してできることがたくさんあります。例えば、情報発信方法の一つとして、「LINE公式アカウント」の活用があります。これは個人が使うLINEとは別の、団体専用アプリで情報発信します。そのため、個人のプライバシーを保護したまま団体としての情報発信が可能です。設定によっては情報によって



【まちづくりアドバイザーとは】播磨町では、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまちづくり活動について専門的な視点から支援します。

## あんぜん・あんしん 暮らしのメモ帳



**特別定額給付金(10万円)にかかると詐欺メールに注意**

事例 「給付金10万円を配布につきお客様の所在確認」というタイトルのメールが届いた。携帯電話を通じて、国民の皆様へ配布していく」と書かれていてURLが貼り付けられていた。配布の方法は銀行振り込みもしくは、係の者がご自宅に伺う場合がある」とあるが本当だろうか。

【ひとこと助言】 市町村や総務省の職員になりすまして、メールや電話や自宅を訪問して「給付金を振り込むので銀行口座やキャッシュカードの番号を教えてください」との不審なメールや電話などの相談が全国で報告されています。

●役場や総務省の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●10万円の給付金の関係で調査をしています。「給付金の受取手続きを代行します」との不審なメールの情報も寄せられています。不審なメールが届いても無視してください。

●もしかして?と不安になったらすぐに播磨町消費生活センターまでご相談ください。

●ご相談は...お電話(来所)でもご相談ください。ご来所の場合は、住民グループ⑥番窓口にお声がけください。

▼相談日時 祝日を除く毎週月・金曜日 午前9時～午後4時

※専門の相談員が相談に応じます。

▼電話相談・面談、相談予約 播磨町消費生活センター ☎079 (435) 1999

●役場や総務省の職員が住民の皆さまの銀行口座の番号や家族構成などの個人情報やメールアドレスをお問い合わせをすることは絶対にありません。

●不審なメールが届いても添付されたURLなどにはアクセスしないでください。また、電話番号の記載があっても相手に電話をしないでください。万一連絡をすると大切な個人情報を聞き出される恐れがあります。

●10万円の給付金の関係で調査をしています。「給付金の受取手続きを代行します」との不審なメールの情報も寄せられています。不審なメールが届いても無視してください。

●もしかして?と不安になったらすぐに播磨町消費生活センターまでご相談ください。

●ご相談は...お電話(来所)でもご相談ください。ご来所の場合は、住民グループ⑥番窓口にお声がけください。

▼相談日時 祝日を除く毎週月・金曜日 午前9時～午後4時

※専門の相談員が相談に応じます。

▼電話相談・面談、相談予約 播磨町消費生活センター ☎079 (435) 1999